根をなくすことや、都道府県労働委員会と地方調整委員制度との統合、さらに進めれば船員労働委員会との統合など、機能を落とさずスリム化するという考え方もある。

(毛塚)

労働組合法改正については、取消訴訟を念頭に置いて、裁判所に対していかに説得的な救済命令を出すかということ、それから、事実認定を的確に行うということが目的で、紛争の解決に対する信頼性を高める必要があったのではないかと受け止めている。そして、この新しいシステムの中で、これまで労働委員会の委員として携わった方々の思いを、どう法理として定着させることができるかが問われている課題と感じている。

また、不当労働行為関係の紛争の根を取り、労使関係の安定を図るために努力するという本来の任務をもう少し一般の方にわかるように、利用しやすいように努力していただきたいと思う。

(宮里)

労働側代理人としての感想だが、労働委員会はいったん壊れた労使関係を復元させる機能について、大きな役割を果たしてきたと思う。

それだけに注文したいこともある。今回の労働組合法改正により審査の迅速化が期待されるが、 迅速化は法律改正により当然に実現するというものではない。公益委員及び有能で経験を積んだ 事務局員のサポートの努力や、労使双方の代理人の対応如何でそういうような運用ができるかが 重要だ。

二点目は、迅速化が自己目的とならないようにすべきだ。私は迅速化は、同時に充実した審査を意味すると考えている。複数組合の間で起こるような複雑な事件に時間がかかるのはある程度やむを得ないのであり、簡単に処理ができる事件かどうかの見極め、選別が重要となる。

最後に民事訴訟と同様に手続を進める傾向が、労働委員会にふさわしいかということに疑問がある。労使紛争の解決のアプローチが裁判所と違うのであるから、労働委員会らしい在り方、とりわけ三者構成の特徴を発揮すべきであると考える。

(中山)

使用者側の代理人としてみると、労働委員会は、複数組合併存下の事件やJR事件など深刻かつ複雑な事件が多い中で、審査事件については和解による解決が6,7割程度あり、また調整事件も同様に高い解決率となっており、紛争処理機関として機能していると積極的に評価している。しかし、不当労働行為事件については、審査の進め方と命令の内容については問題があると思う。一つは審査の長期化であり、特に大都市の都道府県労委と中労委に顕著である。もう一つは、命令がいつ出るのか明示されないこと、出た命令が裁判所でかなり取り消されるという問題である。これらの問題の是正については、今回の労働組合法の改正に期待をしている。特に争点整理による審査計画の策定と命令交付時期の明示の制度化は実務上も重要である。また、労働委員会の審査では和解を中心とする機能、すなわち調整的機能を重視しているところがあるが、使用者としては、不当労働行為という不名誉な言動が問題とされるのであるから、判定的機能を重視して審理を進めるべきであると考えている。労働委員会が審理により不当労働行為の有無について速

それから、都道府県労働委員会の間、また中労委と都道府県労働委員会との間で、不当労働行 為の法的判断基準が統一されていないという問題が見受けられるので、その統一を図ってもらい たい。

やかに心証を形成すれば、かえって和解の促進にもなるのではないか。

2 これから期待される労働委員会

(中山)

労働委員会について、私は、個別的労働紛争については都道府県労働局や労働審判に委ねて、 労働委員会は集団的労使紛争に専念すべきだと思う。また、事件の少ない委員会は統合なども視 野に入れるべきであり、逆に東京や大阪など、事件数が多いところは中労委のように部会制や一 部常勤委員を導入することも検討するべきではないかと思う。

(宮里)

労働委員会の審査には判定的機能と調整的機能の両面があるが、私は労働委員会は労使紛争の早期の解決という任務を考えると、可能な限り調整的機能を重視してもらいたいと強く思っている。労働組合が組織化を進める中で、使用者が労働組合に対して依然として抵抗感があることから、これに関係する不当労働行為事件は起こると思うので、労働委員会の調整的機能や、労働教育的機能が重要になると思う。

また、事件数の減少については、短期間に問題の解決が図られ、かつ有意義な解決ができるということがわかれば、労働委員会にアクセスしてくる労働組合が多くなるのでないかと考える。

(毛塚)

事件が来たら処理してあげます、という姿勢では、労使紛争処理機関として限界がある。出張 サービスをして集団的労使関係をケアする、そういうトータルな集団的紛争解決機関という意識 を持って、今後はアクセスメリットのある紛争解決機関として労働委員会が整備されるよう、検 討してもらいたい。

(杉山)

労使の参与委員というのは、現行法ではその地位が曖昧になっているのではないかと感じている。労働法的にどうあるべきかを論じて、できれば法律や規則を改正するなどして、我々の立場をはっきりさせてほしい。

(佐藤)

事件数が少ない労働委員会の話が出たが、そういうところはスタッフが過小な中でがんばっていることも理解してほしい。

集団的労使紛争の数自体は減らないと考えている。理由は、従来の地方公務員について地方独立行政法人へ移行したり、国家公務員の日本郵政公社が民営化されること、重要な事件の合同労組への駆け込み訴えが減らないこと、などである。

また、審査については、調整的機能は重視すべきだ。審査手続をこれ以上厳格にするのは使い 勝手が悪くなると考えており、反対である。

(菅野)

私も審査の調整的機能、すなわち和解機能は重視をしていて、今回の労働組合法改正もその強化を図っている。和解で解決すべきときは和解を追求すべきだと思う。

労働審判制度導入後の展望としては、労働審判は個別労働紛争、集団的労使紛争は労働委員会にという棲み分けはあるが、実際は重なるところがあると思う。ただ、難事件、大型事件、長年の労使対立が背景にあるような事件は、多くのものが労働審判になることはないし、民事訴訟で権利確定をもって解決するというのは難しい。そういうときこそ労働委員会として労使委員が中に入り解決するのが望ましいと思う。また、労働委員会が、個別労働紛争を含めて、他の機関に比べて懇切丁寧な紛争解決をするという機能もあると思う。